

身に覚えのない未納料金の請求は、 すぐに電話を切りましょう！

未納料金がある

払わなければ
法的措置を

+18...



相談事例1

大手通信関連会社を名乗る自動音声の電話がかかってきて、未納料金30万円を請求された。「払わなければ法的措置をとる。スマホを切らずにコンビニへ行くように」と指示された。いったん電話を切ったが不審だ。

相談事例2

大手通信関連会社を名乗り自動音声の電話がかかってきた。未納料金があるとアナウンスが流れ、音声ガイダンスに従って番号を選択し、名前と生年月日を伝えると電話が切れた。事業者の公式サイトで注意喚起されていることがわかった。

アドバイス

- ☞身に覚えのない未納料金の請求は無視してください。
- ☞自動音声ガイダンスや国際電話番号(+ (プラス) から始まる番号) からの不審な電話は出ないでください。
もし電話に出てしまっても、今後、不審な電話からの着信、ショートメッセージサービスは無視しましょう。
- ☞氏名や生年月日等の個人情報を聞かれても、絶対に答えないでください。
- ☞コンビニで電子マネーを購入するように指示されても、絶対に応じないでください。
いったん相手に渡した電子マネーを取り戻すことは非常に困難です。
- ☞不明な点がある場合は、事業者の公式ウェブサイトで注意喚起されていないか、自分で確認しましょう。
- ☞不安に思ったり、困ったときは、お住まいの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口や警察にご相談ください。



● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999 (日曜日も電話相談可)

福岡市 092-781-0999 (第2・第4土曜日も電話相談可)

北九州市 093-861-0999 (土曜日も相談可 ※第3土曜日は13:00まで)

*消費者ホットライン TEL (局番なし) 188 (いやや!)

あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します

※ナビダイヤル通話料金が発生します